

令和6年3月5日

三鷹市教育委員会 様

学 園 名 東 三 鷹 学 園

学 園 長 名 小 坂 和 弘

令和6年度 学園の教育計画について

このことについて、下記のとおりとりまとめましたのでお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学園の教育目標

豊かな心をもち、地域とともに生き、人間力・社会力にあふれ、国際社会に貢献する児童・生徒の育成をめざす。

ア 学力を育む学園

【児童・生徒像】○基礎的な学力をもつ子ども ○学び続ける意欲をもつ子ども

【目指す資質・能力】自ら課題を見付け、解決する力

イ 人間力を育む学園

【児童・生徒像】○心豊かでたくましい子ども ○主体的に判断し行動する子ども

【目指す資質・能力】自ら考え、場に応じて行動する力

ウ 社会力を育む学園

【児童・生徒像】○コミュニケーション力をもつ子ども ○人や環境を大切にする子ども

【目指す資質・能力】自他を尊重し、人間関係を築く力

(2) 学園の教育目標を達成するための基本方針

○ 今年度の重点

『言葉と人権』を大切にしたい児童・生徒を育てる」を学園の重点目標として、学習指導要領の趣旨

- ・「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた取組の推進
- ・「カリキュラム・マネジメント」の実施
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善
- ・「チーム学園・学校」としての交流活動の推進等

を踏まえた教育活動を実施するとともに、

一人ひとりを大切にする教育の実現のため、ユニバーサルデザイン（以下UD）、「三鷹『学び』のスタンダード（キャリアパスポート）」や東三鷹学園小・中一貫スタンダード等に基づいた、学習指導、生活指導、その他の様々な場面で具体的な教育活動を推進する。また、学園としての一体感を高め、義務教育9年間の連続性と系統性ある教育活動を継続する。さらに個別最適な学びを発展させ、タブレット等ICT機器を活用においては、デジタル・シティズンシップ教育の趣旨に基づく取組を推進し、授業改善や家庭学習の手助けを推進する。また、スクール・コミュニティの創造、発展に向けて教科横断的な視点で、カリキュラム・マネジメントの充実を図る。

そのために、個人と社会のウェルビーイングの実現を目指し、「人間力」と「社会力」を主体的に発揮できる児童・生徒を育成し持続可能な社会の作り手として地域を好きになるような資質能力を育成する。また、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育を柱に、地域との協働による「地域力」と「未来力」が高まる東三鷹学園づくり及び学園の児童・生徒の心身の成長や発達段階に応じた体系的な教育を組織的に行う。

- ア “よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と保護者・地域社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」を実現する。スクール・コミュニティの観点から人的物的資源を活用し、教科横断的な視点でカリキュラム・マネジメントの充実を図る。さらに、学校の教育目標及びコミュニティ・スクール委員会（以下CS委員会）と協働した取組を積極的に発信するとともに、児童・生徒・保護者の意見を幅広く聞く機会を設けることにより、学園・学校目標を地域社会と共有し、連携・協働を図り、児童・生徒の学力、人間力、社会力を育成する。
- イ 「三鷹市立小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム（更新版）」（以下、三鷹市小・中一貫カリキュラム（更新版））に沿って作成した「東三鷹学園版カリキュラム」に基づき、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた義務教育9年間の連続性と系統性のある学習のさらなる充実を図る。また実践を通してカリキュラムの評価、改善を図る。特に、言葉と人権を核とした学習指導及び生活指導における学園、学校の取組を明確にして、いじめや教室に入ることを恐る児童・生徒への対応も教育計画に位置付ける。
- ウ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るため、1人1台のタブレット端末等ICT機器の活用や、「三鷹市学力テスト」等により、学園の児童・生徒の課題を明確にするとともに、UDの視点、「三鷹『学び』のスタンダード（学園キャリアパスポート）」や東三鷹学園小・中一貫スタンダード等を活用し、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善を推進し学力の向上を図る。
- また、「東京方式ガイドライン」に則った習熟度別算数及び数学の少人数指導の充実を図り、「東京ベーシックドリル」の活用を図りながら、一人ひとりの学びを確実に保障する。
- エ 全国体力・運動習慣等調査結果等を基に課題を明らかにし、体力の向上に向けた改善を図る。また、中学校体育教員の専門的な指導を活かした体育指導を実施するとともに、オリンピック・パラリンピック教育のレガシー「学校2020レガシー」を特色ある教育活動として継続する。
- オ 「特別の教科 道徳」を推進し「考え、議論する道徳」に向けて授業の改善を進め、指導と評価の充実・改善に努め、豊かな心を醸成する。
- カ 規範意識を高め、人権尊重教育を推進する。地域社会に根ざした様々な体験的活動や交流活動を重視し、地域社会の一員としての自覚を育て、人間性豊かな思いやりのある児童・生徒を育成する。
- また、「三鷹市いじめ防止対策推進条例・基本方針」を受け策定した「学校いじめ防止基本方針」を基に、いじめの早期発見・早期解決を行い、解消率の向上を目指す学園・学校づくりを推進する。
- キ 在籍しているすべての児童・生徒に平等な指導や支援が行えるように、長期欠席・不登校の児童・生徒へ、「登校支援シート」を活用した取組や、適応支援教室「A-Room」等の関係諸機関と連携して対応していくとともに、学習用タブレット端末を活用したオンライン授業の充実を図る。
- ク 「三鷹市立学校 小・中一貫教育の推進に係る実施方策」に沿って「東三鷹学園の充実・発展に係る実施方策」を作成する。特に充実した学園運営を行うために、学園管理職会、小・中一貫教育コーディネータ会、学園運営委員会、6委員会主任会、6委員会全体会を組織し、学園として決裁の流れを整える。また、学園の一員としての教職員の意識を高めるために、学園会議を設置し、共通理解の下、教育活動を進める。
- ケ 教育支援コーディネータを中心として、学園で組織的に教育支援を推進する。個別指導計画等の書式を3校共通とし、各校の校内委員会の充実を図るとともに小・中学校の連絡・連携をとり、指導にあたる。また、校内通級教室の充実と定着を図り、有効に活用していく。
- コ 学力向上と基本的な生活習慣を身に付けるために、CS委員会と協働して地域人財や保護者の支援、地域の物的資源を効果的・積極的に活用する。また、「三鷹『学び』のスタンダード（キャリアパスポート）」、東三鷹学園小・中一貫スタンダード、UD、学校生活のすすめ等を活用することにより推進する。
- 学校行事のみならず教科の授業の中でも児童・生徒が多様な大人や地域社会と接する機会を計画的に設定することにより、学園・学校目標を社会と共有・連携しながら実現していく。
- サ 地域の防災に目を向け、地域の方や市の防災課と連携して、学園として系統だった防災教育の計画を立て、地域社会に貢献できるよう推進する。

(3) コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校としての重点

- ア 学園研究会の研究主題「学力・人間力・社会力を育む小・中一貫教育の充実」とし、義務教育9年間の系統的な指導ができるように授業の工夫・改善を図るとともに、「三鷹市小・中一貫カリキュラム（更新版）」に沿って作成した「東三鷹学園版カリキュラム」を効果的に活用し、授業改善を推進する。さらに、実践を通して評価し、改善を図る。
- イ 9年間にわたる生活指導について見直し、「学園生活のすすめ」を着実に実施して、児童・生徒の健全育成に学校・家庭・地域が一体になって取り組む。また学園マニフェストの実現を目指す。
- ウ 学校・家庭・地域が一体となり、東三鷹学園小・中一貫スタンダード(みんなで育てよう！東三鷹っ子)を活用するとともに、実践の積み重ねを経年で捉えるようにして、児童・生徒の学力向上に取り組む。また、家庭での望ましい学習・生活習慣の定着を図るための取組を推進する。
- エ 小学校第4学年以上で学年内一部教科担任制を取り入れ、学年体制で指導にあたることを通して授業改善を図るとともに、多角的な児童理解の充実を図る。小・中合同の教科部会で担当教科の研鑽に励む。
- オ 小学校・中学校それぞれの教員の専門性を生かした相互乗り入れ授業を実施することを通して、小学校では教科の特性に触れる指導を、中学校では適切な個に応じたきめ細かな指導ができるようにする。
- カ キャリア・アントレプレナーシップ教育における共通の理念をもち、自己理解を深め、他者との人間関係を構築し、自分自身の生き方を考えもつことを通して、望ましい職業観をもち、進路選択のできる児童・生徒を育成する。また、コミュニケーション力を鍛え、自尊感情を育み、チャレンジ精神のある児童・生徒を育成する。
- キ CS委員会の組織をよりよく改善し、実効性のある協議機関としていく。さらにCS委員会も含め地域の関係機関と連携・分担する体制を整備することにより、学園・学校の機能を強化し、「チーム学園・学校」を推進するとともに、スクール・コミュニティの創生を目指す。
- ク 学園運営や教育活動の成果・課題を分析し、学園マニフェスト、授業評価や学園・学校評価をよりよく改善するPDCAサイクルを確立することを通して、課題解決・改善に迅速に対応する。評価等の結果を学園・学校ホームページや文書により公表し、保護者・地域の理解と協力を得る。
- ケ「みたか地域未来塾」を学園全体として義務教育9年間を見通した取組にし、学力向上を図る。

2 指導の重点 児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(1) 各教科

- ア 「三鷹市小・中一貫カリキュラム（更新版）」に沿って作成した「東三鷹学園版カリキュラム」を土台に、「三鷹『学び』のスタンダード」（学校版）を活用し、学園研究会での実践や授業改善プランに基づく授業改善を通して、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図るとともに、小学校から中学校までの連続性、系統性のある指導を展開する。
- イ 「東京方式習熟度別ガイドライン」に則った習熟度別指導、小学校での教科担任制、相互乗り入れ授業をさらに充実させるため、検証し工夫・改善を図る。また、各教科における言語活動の充実を図り、基礎的・基本的内容の修得とともに、思考力・判断力・表現力を育む。相互乗り入れ授業の重点教科は、数学・保健体育とする。
- ウ 言語能力を向上させる重要な活動の一つとして、発達段階に応じた読書活動の充実を図る。
- エ 「みたか地域未来塾」の制度を活用し計画的に補充学習を実施するとともに、「東京ベーシックドリル」を活用して、学習内容の定着を図り、確かな学力を付ける。長期休業中にも補充学習を実施し、基礎的・基本的内容の徹底を図る。また、「三鷹『学び』のスタンダード」（家庭版）や「東三鷹学園スタンダード」を活用し、さらにタブレット端末を活用して、家庭学習への支援の充実を図る。
- オ 1人1台学習用タブレット端末等ICTを活用した授業の工夫・改善を通して、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指す。また、デジタル・シティズンシップ教育を推進する。
- カ 学力調査や体力調査等の結果の分析を通して、指導のポイントを絞り、より効果的で小・中の系統性のある指導ができるようにする。そのために、小・中合同教科部会や相互乗り入れ授業を活用する。
- キ 外国語活動・英語教育においては、「三鷹市小・中一貫カリキュラム（更新版）」を踏まえ、学園の全体計画をもとに、その趣旨やねらいを踏まえ、児童の発達段階を考慮に入れ、各学年の

指導計画を作成する。さらに、学園研究や校内研修等を通して、英語教育の指導力の向上を図るとともに、ALTを効果的に活用した活動を展開できるようにする。

(2) 道徳

- ア 教科書を使用した「考え、議論する道徳」に向けた指導と評価の改善・充実を図る。さらに、道徳を要として「問題解決的な学習」「体験的な学習」に向けた指導の改善・充実や「いじめ問題」等との関連を図る。特に、いじめ防止の授業を通して、思いやりの心を育て、いじめをしない、許さない心情を醸成する。
- イ 9年間の道徳の全体計画をもとに、年間計画の改定及び改善を進め、9年間の流れを踏まえ、道徳教育の充実を図る。
- ウ 道徳授業地区公開講座においては、全学級で道徳の授業を公開し、「特別の教科 道徳」の趣旨を広め、家庭と連携した道徳教育を推進する。また、3校の道徳授業地区公開講座を土曜日に設定し、学園として地域への啓発を図り、学校・家庭・地域が連携した道徳教育を展開する。

(3) 総合的な学習の時間

- ア 学園の総合的な学習の時間の全体計画をもとに、9年間の流れを踏まえ、各学年の指導計画を作成し、ICT教育や情報モラル教育・地域学習等の充実を図り、生きる力の基礎を培うとともに、キャリア・アントレプレナーシップ教育に取り組み児童・生徒のチャレンジ精神を培う。
「キャリア・アントレプレナーシップ教育」の授業は、目的や趣旨を踏まえ、次の展開で実施する。
「問題の明確化」→「計画」→「実行」→「外部評価」→「再実行」→「まとめ」(評価を含む)
- イ 「地域学習」の単元化に際しては、地域人財の活用・地域との連携を図り、地域社会の一員としての自覚を高め、地域社会での役割を担い貢献しようとする意識を育てる。
また、地域の方や市の防災課とも連携し、学園として「防災教育」のカリキュラム編成に向けて、児童・生徒が実践できる指導計画を市、地域、学園で協議、推進していく。

(4) 特別活動

- ア 学園の学級活動の全体計画をもとに、9年間の流れを踏まえ、キャリアパスポートにより、各学年の指導計画を作成し、学級を単位として、学級・学校・学園の生活の充実と向上を図る。
- イ TEH(児童・生徒会活動)を進め、協力して挨拶運動、清掃活動、募金活動等に取り組む。学園一員であるという自覚をもって協力して諸問題の解決を図る。
- ウ 学校行事の時期・内容を見直し、行事を通じた交流を図り、学園への所属感を高める。
- エ 集団宿泊活動を2校の小学校が合同で行う中で、コミュニケーション能力を育成し、中学校へ共に進学する喜びを高める。

(5) 特色ある教育活動

- ア 全学年で体力調査を実施し、体力調査の結果に基づいた課題把握と発達段階に応じて、中学校体育教員の専門的な指導の共有も視野に入れ、計画的・継続的な指導を実施する。また、オリンピック・パラリンピック教育のレガシー「学校2020レガシー」、一校一取組、一学級一実践を関連付け、組織的・計画的に健康・体力の向上を図る。
- イ 小学校と中学校、小学校と小学校が、年間を通して交流活動に取り組む。小・中の運動会、体育祭へのボランティア等での相互参加や小・小の学年毎の交流活動、小・中のふれあい学習、音楽交流会など学園として取り組む。なお、小・小交流活動の会場を第六中学校で多く実施し、学園の一体感を強める。また、生徒会・代表委員会が中心となり児童・生徒から保護者・地域の発信型の取組「東三鷹祭」を実施し、地域との交流を深める。
- ウ 中学校で小学校第6学年に、中学校授業体験、生徒会や部活動紹介を行う。
- エ 年間を通して、朝読書に取り組む。読書に親しむ習慣を形成し、言語力の育成を図るとともに一日のスタートが落ち着いて切れるようにする。
- オ CS委員会と連携し、積極的に地域人財や保護者の支援(CS支援部・サポート隊)、地域の物的資源を効果的・積極的に活用し、多様な学習機会を確保し、教育内容の充実を図る。

(6) 生活指導

- ア 生活指導の基軸に人権教育をおき、指導を進める。教職員の人権尊重教育の感覚を磨き、児童・生徒一人ひとりの人権意識を高めていく。
- イ 「学園生活のすすめ」を着実に実施して、礼儀やマナーを身に付けさせ、身だしなみに気を配る等、規範意識を高めていく。
- ウ 「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針（平成29年2月改定）」及び「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、適切にいじめに気付き、解消率を向上するために、教職員の対応力向上を図るために、年間3回以上校内研修を実施する。子ども同士が話し合いながら考える活動を通して、どのような行為がいじめに該当するかを指導する。こうした趣旨を踏まえ、全学級で「いじめに関する授業」を年3回以上実施する。
- 「東京版STOP！いじめ」（東京都教育委員会作成）等の資料を活用し、子どもが悩みや不安を感じた時に、できるだけ早期に信頼できる身近な大人や友だちに相談するなど、ストレスや困難に対処する方法を、適切に指導する。
- エ 小・中一貫した生活指導の指導体制を整え、言葉と人権を大切にした9年間を見通した指導を行う。
- オ 小・中学校の教員が日常的に情報交換を行い、生活指導の充実を図る。
- カ 安全指導を徹底し、防犯、防災意識の高揚を図る。防災訓練を通して、地域を支える役割を担う存在の自覚をもたせるとともに、地域とともに防災意識の向上を図る。
- キ 安全教育、情報モラル教育等、セーフティ教室の内容を各学年の発達段階に応じて適切に位置付け護者・地域と連携して安全教育を進める。
- 「ストレスや困難」に対処する方法の指導、「SNS東京ルール」「SNS学校ルール」の活用及び「SNS家庭ルール」の啓発、「SNS東京ノート」及び「ネット社会を生きる力をはぐくむために」（三鷹市教育委員会作成）の活用による情報モラル教育の促進、児童会、生徒会が中心となって進める児童・生徒によるいじめ（SNS等を含む）防止のための「熟議」など、いじめ防止に向けた児童・生徒の主体的な取組みを推進する。
- さらに、「SOSの出し方に関する教育」を推進し、自殺防止に向けた取組を実施する。
- ク 関係機関、カウンセラー等と連携し、児童・生徒理解を深め、個に応じた指導をチーム学園・チーム学校として推進する。

(7) 生き方・進路指導

キャリア・アントレプレナーシップ教育の視点を踏まえ、小・中学校9年間の計画的・系統的な指導により、望ましい人間関係を築く力、夢や目標をもって生きようとする力、自己の生き方を追求する力を育成する。

(8) その他

ア 教育支援への取り組み

学級全体の児童・生徒に対し、UDの考え方にに基づき、誰にでも分かりやすく、やさしい授業を目指す。その上で、個別の指導と支援が必要な児童・生徒に対しては、合理的配慮に基づく、特性に応じた学び方を保障するため、指導や支援の基礎・基本を、通常の学級を含めたすべての教員が身に付ける。

「校内通級教室」を「三鷹市校内通級教室実施要領」に基づき、適正に実施し効果的な児童・生徒への支援に繋げる。設置校は、拠点校及び巡回指導教員との連携を十分に図り、子ども一人ひとりの状況に応じた指導内容の充実を図るとともに、学力や在籍学級における集団適応能力の伸長を図る。

各校の校内体制を整備し校内委員会の充実を図るとともに、3校の教育支援コーディネータを中心として、学園の委員会を組織し、学園として教育支援を推進する。個別指導計画等の書式を3校共通とし小・中学校の連絡を密にとり、必要に応じて適切に作成する。

副籍制度に対する教職員の理解と啓発を図るため、教育支援コーディネータが中心的役割を果たし推進する。

関係諸機関との連携を密に行い、児童・生徒一人ひとりへの配慮をさらに推進する。

イ 教育課題への取り組み

○ 食育の充実

- ・ 学園の食育の全体計画をもとに、9年間の流れを踏まえ、各学年の指導計画を作成するとともに、ICTを活用して「食」への関心を高め、食生活を見直し、望ましい食習慣を続けていこうとする意欲をもたせる。
- ・ 「地産地消」を農業協同組合（JA）、地元農家と協力し、推し進める。

○ 環境教育の充実

- ・ SDGsの取り組みを通して、児童・生徒の環境への関心を高め環境教育を推進していく。

○ 消費者教育の充実

- ・ 消費者教育推進法の趣旨を踏まえ、「いつでも どこでも だれでも できる！消費者教育のヒント&事例集」（文部科学省作成資料）等を活用し、消費者教育の一層の充実を図る。

ウ 教員の働き方改革を各校の実情に合わせて実践していく。

例として定時退勤日の設定や、長期休業中の休暇の取り方、定期考査時の休暇、仕事の偏りの軽減等、積極的に実践し、教職員の心身の健康保持に努める。